大台町議会基本条例の検証(平成27・28年度)による課題検討結果

大台町基本条例		検討課題	決定事項
第4条 (議会の活動原則)	〇議会は、公開性、公正性、透明性及び信頼性を 重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断 に推進する議会を目指して活動する	委員会の会議録もホームページで 公開する。	委員会会議録もホームページで公開する。 【平成29年4月から実施】
	○大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	委員外議員にも日時・議題・資料 送付する。	委員外議員にも委員会開催通知を送付する。 【平成28年9月から実施】
	〇月に1回以上、全員協議会を開催する。全員協議会に関し必要な事項は、大台町議会全員協議会規程で定める	全員協議会の資料を事前配布する。	原則事前配布する。 【平成29年3月から実施】
第5条 (議員の活動原則)	○議員相互の自由な討議の推進	議題によって自由討議の場を設けることが必要。	議会運営委員会で諮って、自由討議が必要な 議題があれば本会議で行う。
第6条 (町民参加及び町民との 連携)	○参考人制度、公聴会制度等の活用	現状では制度が活用されていない。	積極的に活用する。
	〇議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催	日程・回数・内容など参加者を増 やす検討が必要。	次期(平成30年2月12日~)の議員で検討する。
第8条	〇町長は、議会に政策等(計画、事業、税・料金 改正等)を提案するときは、内容をより明確にする ため、次に掲げる形成過程の資料を提出するよう 努める (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令、条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 (8) 税・料金等の改正における町民への影響	整理された状態で提出されていないため要請していく必要がある。	執行部へ資料の提出について要請する。 【平成29年3月3日開催の全員協議会で議長 から町長へ要請】
	〇議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	政策形成過程の資料の提出を求 める。	同上
第9条 (予算及び決算における 政策説明資料の作成と 質疑の原則通告制)	〇町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の 審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、 分かりやすい施策別及び事業別の政策説明資料 を提出するよう努める	政策説明資料を提出するよう要請	同上
	〇町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	評価システムの導入を促す必要が ある。	同上
第11条 (議員定数及び議員報 酬)	○議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	議会活性化と若い人の参加を求め るためにも検討が必要。	特別委員会を設置して協議していく。 【平成29年3月6日設置 (議会活性化、議会 議員の定数及び報酬に関する調査特別委員 会)】